

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程企画特別部会における意見発表

公益社団法人日本青年会議所

本年度私たちは『独立自尊の精神と良心が織りなす「心」ある国 日本の創造』を基本理念に掲げ、己の魂の尊厳を自覚し、志を掲げ、自らを生き抜く力を持つ意味を持つことである独立自尊と、他者のために、自己の心に照らして善悪を判断し、社会的に正しく行動する真摯な思いである良心が合わさることで、「個」を超え「公」の精神が生まれるものと考え、運動を展開してまいりました。

2006年に教育基本法が改正されて以来10年が経過し、私たち日本青年会議所としても2010年代運動指針を策定し、教育については『「生き抜く力」と「生かされていることへの感謝」が漲る社会の実現』を基に運動を展開してきた実績と、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」を照らし、以下諸意見に代えさせていただきたいと思えます。

<第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性>

「3. 子供たちに求められる資質・能力と教育課程の課題」について、社会とのつながりや、各学校の特色づくりに向けた課題の中でコミュニティ・スクールや地域学校協働活動等は、地域に根差した活動を行っている私たち青年会議所と密接に関係していると考えます。それぞれの地域の特色をそこに住まう人たちがしっかりと認識し、それに対する意識を持つことで郷土愛が生まれ、ひいては祖国を愛する心が醸成されると考えます。そのためには、学校と地域が一体となって地域の特性を認識した上での学校づくりが重要であると考え、私たち日本青年会議所としてもコミュニティ・スクールをはじめとした学校と地域の協働活動を推進します。

『4. 学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」』について、世界規模で運動を展開している私たち日本青年会議所としても、世界の状況を幅広く視野に入れることは共通の認識ではありますが、世界を知るにまずは自国を知ることが重要であると考えます。そのためには日本人のルーツともいべき建国の歴史を義務教育課程でしっかりと学ぶべきであり、この国を築き上げてこられた先達に誇りを持ち、祖国を愛することのできる教育の実現を望みます。

また、地域の人的・物的資源の活用や、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携について、私たち青年会議所に所属をしている会員はそれぞれが独自に生計を立てながらも、地域をより良くするための社会貢献活動を行っているプロボノ集団であります。社会人講師や職業体験学習、子供たちが将来に対して夢を描くことのできる授業の実施など、

青年会議所が地域の要である学校とこれまで以上に連携を図る土台が構築されることで、子供たちのみならず教員の負担軽減につながるものであると考えます。

<第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性>

「2. 各教科・科目等の内容の見直し」の「(2) 社会、地理歴史、公民」について、新たに共通必修科目として「歴史総合（仮称）」となったことは歴史教育についての運動を展開してきた日本青年会議所として大きく評価します。上記で述べたように建国の歴史が物語る日本の国柄を子供たちに伝承していくことのできる教育を提言します。

そして、「歴史総合（仮称）」で使用する教材についても、教育基本法第二条「五. 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」に沿った教材の使用を求めます。

公民科については『他者と協働しつつ、国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む「公共（仮称）」』の新設は国の主権者として義務教育過程において学ぶべき大きなものであると考えますが、選択科目となる「政治・経済（仮称）」についても重要であると考えます。子供たちに政治の仕組みを教えること、また、政治的中立性を担保した上で、選挙の意義や投票権を行使するための知識を伝え、積極的に政治に参画しようとする意欲や態度を育む政治参画教育は本年より施行された「選挙権年齢18歳以上」への引下げに伴い、義務教育課程にて習得すべきものであると考え、国を形成する主権者としての教育について、小、中、高等学校等における政治参画教育の更なる重点化を提言します。

「15. 道徳教育」について、「特別の教科 道徳」として新たに位置づけられたことは長年に渡り道徳教育の重要性を訴えてきた私たち日本青年会議所として大きく評価しますが、道徳を教える立場である教員の資質や、教材の活用状況などについての課題が山積しており、今後の動向を注視していく必要があると考えますが、教員だけではなく、地域の大人たち自らが道徳心を育むことのできる授業を行うなど、地域と学校が協働の下、道徳教育を行うことを提言します。

また、地域との協働は高等学校についても同様であると考えます。高等学校は社会に出る一歩手前の世代への教育であり、自分の人生について考え、判断する時期であるともいえます。そのような重要な時期への道徳教育は、その後の人生に大きな影響を与える可能性があると考えます。

さらに、佐賀県鳥栖市内の小中学校では教育課程特例校制度を活用し、新教科「日本語」を導入し、その学びの柱に「論語」を据えています。論語は学問や友情、家族観など普遍性に富んでおり、今後、道徳科と連携させることも可能であり、学校教育の根幹としてふさわしいと考えます。

私たち日本青年会議所としまして、長きに渡り親学の推進を行ってきました。しかし、未だに児童虐待による痛ましい事件が後を絶たず、我が子に対する親の無関心という問題も無視できません。経済産業研究所が2014年2月に発表した「基本的モラルと社会的成功」によると、「うそをついてはいけない」、「他人に親切にする」、「ルールを守る」、「勉強をする」という四つの躰を全て受けた人の平均所得は、全て受けていない人のそれを約18%上回ったと報告され、躰の有無が所得格差に直結していることが示されました。この事実を知れば、我が子の躰に無関心だった親も、少しは関心を持つかもしれません。このように、精神論ではなく数値的根拠を活用して、子供たちの躰や教育に親の関心を惹きつけることで親学を推進していきたいと考えますが、学校教育の中においても親、子供、そして地域という総合的な道德教育の推進を望みます。

結びに、この次期学習指導要領改訂によって、全ての子供たちが自立と自律を持ち、全うな日本人の育成となり、我が国の発展につながることを望みます。